保全ニュース九州

第７７号（2025年５月）

「保全ニュース九州」では官庁施設（国家機関の建築物）の管理担当の皆様へ施設の「適正な保全」に関わる情報をお届けします。

※電子版で青文字をクリックすると、関連情報が掲載されているホームページが表示されます。

目次

1．保全業務の基礎情報（保全業務に携わる方へ）
2．保全の用語・解説・ポイント
3．保全実態調査及び官庁建物実態調査のご報告をお願いします。
4．官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）操作説明会の開催
5．梅雨や台風の前に点検を！
6．九州地区官庁施設保全連絡会議の開催について
7．保全担当相談窓口の紹介～営繕部　調整課～

1．保全業務の基礎情報（保全業務に携わる方へ）

今年度から施設保全責任者または保全担当者として保全業務に携わる方々へ、保全に関する情報が掲載されている国土交通省のホームページ（URL）をご案内いたします。

施設保全責任者または保全担当者として、管理される施設の保全状況を良好な状態に保つよう、ご活用いただけると幸いです。

1　保全とは

建築物の当初の性能の維持・確保のほか、現行法令や社会的・経済的な要請として必要とされる性能を維持・確保できるよう建築物を良好な状態に保つことです。

このページには、保全全般について記載しています。

【国土交通省官庁営繕部　ホームページ（官庁施設の保全）リンク先】
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000046.html

2　国家機関の建築物の点検

庁舎の維持管理に必要な点検の一覧が記載されています。建築物は用途や規模などにより様々な点検が法令によって義務づけられています。点検を適切に実施し、安全で快適な建築物にしましょう。

【国土交通省　官庁営繕部　ホームページ（国家機関の点検）リンク先】
https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001877637.pdf

3　支障がない状態の確認

支障がない状態の確認の対象部位および代表的な劣化に伴う支障の事例等を示しています。一般的な事務庁舎においては、このパンフレットを用いて、支障がない状態の確認ができます。

※支障がない状態の確認は、原則すべての官庁施設が対象となります。

【国土交通省官庁営繕部　ホームページリンク先】
https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001877638.pdf

２．保全の用語・解説・ポイント

保全業務に携わっていると、「この用語はどういう意味」、「これはどういう事」という疑問がありませんか？

国土交通省では、全国の地方整備局が発行した機関誌（保全ニュース等）のバックナンバーのうち、建築物や保全業務に関する用語の解説、建築物の保全・管理方法など『情報・知識』に関する記事を一覧表に整理してホームページに掲載しています。

【国土交通省　官庁営繕部リンク先】
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000013.html#ANCHOER2
【国土交通省　九州地方整備局営繕部リンク先】
https://www.qsr.mlit.go.jp/n-tatemono/hozen.html

３．保全実態調査及び官庁建物実態調査のご報告をお願いします。

保全実態調査及び官庁建物実態調査は、各府省等のご協力の下、毎年度調査を実施しております。ご協力をお願いいたします。

なお、本件の依頼文書は、各府省庁ブロック官署の保全担当者の皆様へ本年４月に送付済みです。

【保全実態調査】

保全実態調査は、国家機関の建築物及びその附帯施設の適正な保全に資するため、官公法第13条第2項に基づき、官庁施設の保全の実態を把握し、適正な保全を実施することを目的とした調査です。以下、該当する期間内に官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）のご入力をもって、報告となります。

◆第１グループ：最高裁判所、内閣府、法務省、国土交通省、環境省、防衛省
入力期間：**令和７年５月19日（月）から令和７年７月25日（金）まで**

◆第２グループ：衆議院、参議院、国立国会図書館、会計検査院、人事院、デジタル庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
入力期間：**令和７年６月２日（月）から令和７年８月８日（金）まで**

【官庁建物実態調査】

官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）の入力情報を確認した上で、現地調査を実施します。現地調査の日時は、別途ご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

４．官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）操作説明会の開催

令和７年５月２６日から２８日に九州技術事務所にて、官庁施設情報管理システム（BIMMS-N)の操作説明会を開催しました。説明会には各省各庁の施設管理者の方々にご参加いただきました。

実際にシステムを触りながら、操作演習を行っていただきました！

５．梅雨や台風の前に点検を！

具体例①

屋上のルーフドレン

ルーフドレンのつまりで屋上がプール状態となり、屋上の防水層が劣化して、執務室等への漏水につながる恐れがあります。

具体例②

建具周りのシーリング劣化

シーリングが劣化してないか確認。シーリングが劣化していると、建具周りから室内へ漏水の恐れがあります。

具体例③

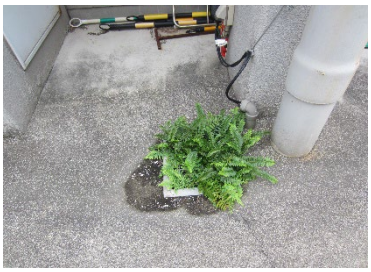

排水桝に土などが堆積

土や石が排水桝に堆積したところに雑草が生えて、排水がスムーズにできずに敷地内が冠水する恐れがあります。

他にも…

- **屋上のアンテナ、エアコン室外機、高架水槽等の機器及び囲い部分の基礎固定状況の確認**
- **自家発電設備の燃料油量、動作確認・非常用照明の点灯確認**
- **外壁表面の状況（仕上げ材の剥離、浮き等の有無）の確認・外灯等突出部分の固定状況の確認　など**

「梅雨期、台風シーズン点検チェックリスト」をご活用ください！！

（保全ニュース九州第54号 Ｐ４・5参照）

http://www.qsr.mlit.go.jp/n-tatemono/hozen/news/hozen_vol54.pdf

※風水害等により庁舎等が被災した場合、 施設所在地の所掌事務所（保全指導・監督室、熊本営繕事務所または鹿児島営繕事務所）へご連絡をお願いします。連絡先は「7．保全担当相談窓口の紹介」（4/4）を参照してください。

6．九州地区官庁施設保全連絡会議の開催について

九州地方整備局では、毎年度官庁施設の保全に関する連絡会議を開催し、施設管理者の皆様に向けて施設管理の関係法令や最新の動きについて情報提供を行っています。後日、開催案内を送付いたします。

※九州地区官庁施設保全連絡会議は、保全指導・監督室、熊本営繕事務所及び鹿児島営繕事務所との合同Web開催です。

【九州地区官庁施設保全連絡会議】

日　時：令和７年７月10日（木）13:15～16:30（予定）

開催方式：Web配信（Microsoft　Teams使用）

※Ｗｅｂ会議環境のない官署のご担当者様向けに、熊本と鹿児島ではサテライト会場を設置いたします。
（熊本合同庁舎、鹿児島国道事務所内の会議室を予定）

【現地解説・保全相談会】

日　時：令和７年10月中旬頃（午後2時間程度の予定）

場　所：福岡第二合同庁舎

※現地解説終了後、保全相談コーナーを開設します。

7．保全担当相談窓口の紹介　～営繕部　調整課～

営繕部調整課は、博多駅東の福岡第二合同庁舎の10階にあります。今年度は計５名で日々の業務に取り組んでいます。

調整課の主な業務は以下の３つがあります。

①国家機関の２以上の建築物がある一定の地域内において行う営繕工事に関する総合的な計画の企画、立案、調整。

②営繕工事に関する事務のうち、環境対策の企画、立案、調整。

③官庁施設に関する保全指導、支援。建物保全・省エネルギー対策に関する情報提供やご相談など保全指導・監督室、熊本営繕事務所、鹿児島営繕事務所と連携し、様々な面でサポートを行ってまいります。

■お問い合わせはこちらまで《公共建築保全相談窓口》

《総合相談窓口》
営繕部調整課　☎092-476-3537
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

《福岡・佐賀・長崎県の相談窓口》
営繕部保全指導・監督室　☎092-476-3539
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

《熊本・大分県の相談窓口》
熊本営繕事務所技術課　☎096-355-6122
〒860-0047 熊本市西区春日2-10-1

《宮崎・鹿児島県の相談窓口》
鹿児島営繕事務所技術課　☎099-222-5188
〒892-0812 鹿児島市浜町2-5-1

■編集事務局　九州地方整備局 営繕部調整課　✉qsr-tatemono-hozen@ki.mlit.go.jp